

しんじゅく区 くらしの情報

CONTENTS

- P.1 安心・安全な新生活をスタートするために
～契約トラブルや製品事故防止のポイント～
- P.2 契約時に注意したいポイント
- P.3 消費生活相談 Q&A
- P.4 新宿消費生活センターからのお知らせ

No. 268

2023年3月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

安心・安全な新生活をスタートするために ～契約トラブルや製品事故防止のポイント～

春は進学や就職、転勤などでひとり暮らしを始めるなど、新しい環境で生活を始める人が多くなる季節です。新生活に発生しやすい契約トラブルや製品による事故を防止するために、注意したいポイントをまとめました。



◆◆◆ 契約時に注意したいポイント ◆◆◆

契約するかどうかの判断は慎重に

- 「今だけのお得なキャンペーン」などと勧められる場合がありますが、迷いがあったら契約しないことも大切です。
- 高額な契約は、事前に契約内容を十分に確認して、周りの人にも相談しましょう。

ローン(借金)はよく考えて

- 「必ず儲かる」と触れ込み、学生ローンで借金をしてでも契約を勧めるような悪質事業者がいます。そうした勧誘は直ちに断りましょう。
- 「絶対に儲かる」、「簡単に稼げる」には気を付けましょう。
- 投資などの勧誘は、即答せずゆっくり考え、「うのみにしない」ことが重要です。



インターネット通販は事業者・内容を事前にチェック

- ネット通販は手軽で便利でも、「商品が届かない」、「定期購入になっていた」といったトラブルが多くあります。
- 契約内容や事業者の情報など、事前によく確認してから決めましょう。

エステや美容医療を受けるときはよく考えて

- サロンやクリニックに行った当日に、施術や治療を強く勧められる場合があります。即答せずにゆっくり考えましょう。
- 思わぬ事故になることもあります。リスクを事前に理解しましょう。



◆◆ 製品による事故を防止するためのポイント ◆◆

家電製品は取扱説明書で正しい使い方を確認

- 使い慣れていない家電製品は、まずは正しい使い方を理解しましょう。
- 使い方を誤ると、発火や破裂などの事故につながることもあります。

部屋の設備の安全を確認

- 賃貸住宅では、扉や戸棚、照明などの据付家具や設備の不具合に気付いたら貸主や管理会社へすぐに連絡をしましょう。
- そのまま放置していると、経年劣化による破損や落下でケガをすることもあります。

★不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターや消費者ホットライン(188:「いやや!」)にご相談ください!





賃貸借契約に関する相談は、契約時だけでなく、入居中や退去時についても多く寄せられています。どのような点に注意すればいいのでしょうか？

Q

3年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、退去の立ち会いをした。後日、壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、「入居時、壁や床は新しく張り替えたものではなかった。」と不動産会社に主張したが、不動産会社からは「入居時は、新品だった。」と言われた。指摘されたシミや傷についても、日常生活をしていただけで、汚したという認識はなかった。

A

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」^{*1}では、通常使用による破損や経年変化によるものは貸主(大家)の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り貸主や仲介業者などと一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容を記録に残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残し、双方で確認することが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は貸主側に十分な説明を求めましょう。
- 退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約に納得できない時には、十分に説明を聞き確認しておきましょう。
- 原状回復費用については、話し合いによる合意が一番ですが、どうしても難しい場合には、裁判所の調停や少額訴訟を利用する方法もあります。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

参考

※1 国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン (再改訂版)」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html

東京都住宅政策本部

- ・ 賃貸ホットライン 03-5320-4958
- ・ 不動産取引特別相談室 03-5320-5015 (事前予約が必要です)



相談員コラム

定期購入のトラブルに注意！

定期購入のトラブルが増えています。通信販売にはクーリング・オフは適用されません。最初に利用回数に条件や制

限のない契約だと思っても、クーポンを利用することで利用条件が発生する契約になることもあります。電子広告はすぐに内容が変わります。内容をその都度確認して、自分で申し込んだ時の広告、注文画面をスクリーンショット等を使って証拠として残しておきましょう。

新宿消費生活センターからのお知らせ

近年、消費者を取り巻く環境や生活様式が大きく変化したことにより、消費者トラブルも複雑化かつ多様化しています。

区では、このような消費者問題に対応するため新宿区立新宿消費生活センターによる消費生活相談の実施や、消費生活に関する情報の普及・啓発に努めています。令和4年度は「何が変わる？ 何を変える？ ～成年年齢18歳へ引き下げ～」をテーマに消費生活シンポジウムを実施しました。また悪質商法等の被害を受けやすい高齢の方や障がいのある方

の見守りを強化するため、「悪質商法被害防止ネットワーク」を通じて、消費者被害を早期に発見し、救済するとともに、被害の拡大防止を図っています。

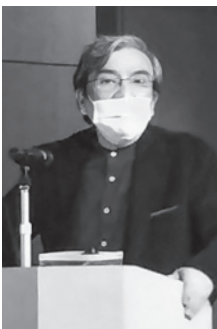
新宿区では、今後もこうした取り組みをとおして、区民の皆様が安全で安心して暮らせるよう消費者行政の推進、啓発活動に全力で取り組んでまいります。



新宿区長 吉住 健一

令和4年度 新宿区消費生活シンポジウムを開催しました

令和5年1月21日(土)新宿区立産業会館(BIZ 新宿)において、令和4年度新宿区消費生活シンポジウムを開催しました。今回は、「何が変わる？ 何を変える？ ～成年年齢18歳へ引き下げ～」をテーマに、横浜国立大学名誉教授西村隆男氏による基調講演をはじめ、消費者団体や教育機関から若者に対する消費者教育の事例をご紹介いただきました。またパネルディスカッションでは、弁護士や区民の方にも加わっていただき、成年年齢引き下げと消費者教育について、会場のみなさまと一緒に考える貴重な機会となりました。会場では、「エシカル消費」をテーマに区消費者団体連絡会加盟団体のパネル展も同時開催され、日頃の活動成果を来場のみなさまにご覧いただくことができました。



西村隆男氏



令和4年度 第2回新宿区 消費生活地域協議会を 開催しました

令和5年2月6日(月)第2回新宿区消費生活地域協議会を開催し、消費者教育の推進と消費者安全の確保について協議しました。消費者教育の推進では地域イベントにおける啓発事業や消費生活シンポジウムの事業報告を行いました。消費者安全の確保については、悪質商法被害防止ネットワーク連絡会の実施報告などについて意見交換を行いました。



新宿消費生活センターご利用案内

悪質商法・契約・解約など、困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員・弁護士が相談をお受けします。

●消費生活相談

〈対 象〉新宿区にお住まいの方、新宿区に通勤・通学している方
 〈相 談 料〉無料
 〈相談場所〉新宿区立新宿消費生活センター（新宿 5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3 階）
 〈電話番号〉03-5273-3830（消費生活相談専用）
 電話相談：月～金（年末年始、祝日を除く）9：00～17：00
 来所相談：月～金（年末年始、祝日を除く）9：00～16：30

まず、消費生活相談員がお話をうかがいます。

- 弁護士相談（来所相談のみ・予約制）相談日時：毎週水曜日（年末年始、祝日を除く）9：00～12：00・13：00～16：00
- 多重債務相談（来所相談のみ・予約制）相談日時：毎月第4火曜日（祝日の場合は第5火曜日）13：00～16：00